

令和5年度裾野市農業委員会3月総会 議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日(月) 午後1時30分から午後3時20分
 2. 開催場所 裾野市役所402会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏			東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

7	鈴木 知華						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 関野悠樹 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

3	勝又 直美	5	杉山 邦利
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報第18号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出後の事業計画変更届出に対する受理について
- (4) 報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (5) 議第35号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について
- (6) 議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (7) 議第37号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (8) 議第38号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (9) 議第39号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- (10) 議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について
- (11) 議第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和5年度裾野市農業委員会3月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、3番 勝又直美委員、5番 杉山邦利委員をお願いします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の報第17号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいとします。

次に、報第18号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第18号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の報第18号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいとします。

次に、報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出後の事業計画変更届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出後の事業計画変更届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の報第19号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいとします。

次に、報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～3

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第20号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第35号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について 番号1、議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5、議第38号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

番号1は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第35号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する決定について 番号1

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5

議第38号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

事務局より追加の説明事項があります。

本案件は、9月に許可を行った須山の営農型太陽光発電の案件になります。

まず、事業承継があるということで、先ほどの報告案件のとおり、当初の転用事業者である株式会社OTSとは合意解約をし、承継事業者と新たに区分地上権を設定するために3条の申請が出ております。

そして5条の転用についてですが、転用の事業計画及び面積が変更になるために、5条の事業計画変更の許可申請、及びあらためて5条の許可申請が出ているという状況です。

その中で、転用についてご説明したい事項があります。

農業委員会の現地調査に先だって、事務局で2月14日に現地確認を行ったところ、パネル工事と並行してキュービクルと受電柱の工事が行われていましたが、図面を確認したところ、変更予定の位置で工事が行われていることが分かり、許可前に着工しているという状態でした。

この点について転用事業者に連絡し、その時点でキュービクルと受電柱の工事を含めた計画変更に関係する工事は直ちに中断するようにと指導を行ったところです。

転用事業者側としては、施工管理の面で確認漏れがあったということで反省をしていました。許可前の着工ということで、キュービクルと受電柱を撤去し、キュービクルの基礎も剥がして農地への復元までを求めるといのが本来となりますが、今回のキュービクルと受電柱の位置変更は電力会社からの指示によるもので、最終的にはその位置でなければ設置できないということ、周辺農地への影響も少ないと思われることから、今回は工事の中断ということで事務局として対応したところです。

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 中村偉文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

本件は、農地に支柱を立てて営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置するための申請です。

令和5年9月に許可済の案件ですが、この度、事業計画の変更及び事業の承継のため、変更承認申請を行うものです。

申請地は、国道469号線、御殿場市との行政界の境沢橋から約200m北西に位置します。

申請地は、公簿面積が8筆合計で14,766㎡、そのうち太陽光発電設備の設置

に必要な12,866㎡について転用許可済であり、現在、OTSにより設備の設置作業が進んでいます。

本件は、令和5年9月に許可済の案件ですが、その後東京電力との協議により、送電線に接続するための受電柱の位置の変更が必要となり、それに伴い、キュービクルの位置とパネルの配置の変更も必要となりました。また、キュービクルの周囲には防犯対策としてフェンスを設置することとしたいので、転用面積が12,866㎡から37,751㎡に変更となる計画です。

そして、当初はOTSにより発電事業を行っていく計画でしたが、営農型太陽光部門の社員2名のうち1名が退社したことで、会社の事業展開を再検討した結果、当地での事業継続が困難となったため、やむを得ず事業を承継する方針となりました。この度、東急不動産と事業承継について合意し、申請に至りました。

また、農地法第5条による転用申請と合わせて、パネル部分の区分地上権の権利者も東急不動産に変わるため、それに関する農地法第3条の申請も併せて行うものです。

なお、パネル下部での営農に関しては、当初の計画どおり合同会社SコーポレーションTSYが行うことで変わりありません。

申請地は青地農地に該当しますが、一時転用としての利用になるため、立地基準は満たしていると考えます。

変更後の事業計画に関しては、転用面積は増加しますが、必要な範囲であると思います。

また、事業の承継者は東急不動産となります。東急不動産は全国で太陽光を中心に再生可能エネルギー発電事業を展開しています。営農型太陽光発電では、埼玉県東松山市のモデル圃場で、パネルの配置設計や下部での栽培方法の研究を行うなどしており、また、資金力も確認できているため、承継後の事業継続は問題ないかと思います。

なお一時転用の期間は、当初の許可期間を引き継ぎ、令和5年9月11日から令和15年9月10日までの10年間となります。

以上のことから、一般基準を満たしていると考えます。

今回の変更による、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の議第35号 番号1、議第36号 番号5、議第38号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員

案件が複雑なため、もう一度内容を確認したいのですが。

事務局

報第17号は、今回事業承継で賃借人が変わるため、当初の賃借人との貸借を解消するものです。

議第36号番号5は、承継する事業者の東急不動産が区分地上権を申請しているものになり、この2つが関連しています。

そして、5条の転用についてですが、今回のような事業変更は、変更の承認を受けた上で、あらためて5条の許可申請を受けるということになっておりますので、議35号の事業計画変更申請と議第38号番号1の5条許可申請が関連しているということになります。

大庭清宏委員

太陽光パネルの下部で作物を作ると思うのですが、作物が作られていることは農業委員が確認するのでしょうか。

事務局

下部の営農の確認ですが、毎年確認を行うとともに転用事業者からも報告を受けることになっています。

今回の計画に関しましては、まずパネルの設置を3月末までに完成させ、その後お茶を新たに植える計画が出ておりますが、現時点ではまだ元の芝を剥がした段階とい

う状況です。

大庭清宏委員

区分地上権というものをもう少し説明をお願いしたいのですが。

事務局

昨年12月の議案でも、田の下に配管を通すだけの区分地上権の3条申請があったところですが、実際に農地の形質を変えずに上空部分や地下部分の賃借を設定するときは区分地上権ということになります。

大庭清宏委員

借りる人が譲受人となっていますが、これで良いのでしょうか。

事務局

区分地上権の賃貸借となるので譲受人で問題ありません。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第35号 番号1、議第36号 番号5、議第38号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、御宿 坂上区集会所から北西に約250mのところに位置します。

申請地は調整区域内の白地農地です。

面積は4筆合計で1,336㎡で、地目は登記簿・現況ともに畑です。

渡人は平成6年に相続により取得しました。以前は芝を栽培して販売していましたが、現在は保安全管理の状態となっています。

受人は渡人の弟にあたります。申請地の隣接に住んでおり、渡人は下和田に住んでいて、高齢で耕作できないことから、現在の管理は受人が行っています。

今回、高齢により管理ができないため、贈与することで話がまとまり、申請に至りました。

受人の経営農地は133㎡で、自宅の裏で露地野菜を栽培しています。

耕作は受人の家族5名で行いますが、受人は35年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。

必要な農機具も所有しており、取得後は引き続き、芝を栽培します。

申請地取得後の経営農地は、1,469㎡です。通作にかかる時間は徒歩1分程度です。

所有する農地についても、適切に維持管理され、従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、芝の栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第36号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、深良 裾野長泉清掃施設組合(中島苑)から西に約200mのところに位置します。

申請地は調整区域内の青地農地です。

面積は190㎡で、地目は登記簿が田、現況が休耕地です。

渡人は令和4年に相続により農地を取得しましたが、現在会社勤めのため、保全管理を行っている状態です。

受人は渡人の親戚にあたり、申請地の隣接に住んでおります。

今回、渡人が県外への転勤が決まり、将来裾野市に戻る予定もないため、耕作管理してくれる農家を探していたところ、申請地の隣の農地を所有している受人に贈与することで話がまとまり、申請に至りました。

受人の経営農地は3,074㎡で、露地野菜を栽培しています。

耕作は夫婦で行いますが、受人は30年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。

必要な農機具も所有しており、取得後は引き続き、芝を栽培します。

申請地取得後の経営農地は、3,264㎡です。通作にかかる時間は徒歩1分程度です。

所有する農地についても、適切に維持管理され、従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、夫婦で露地野菜の栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第36号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 3番 勝又直美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、金沢公民館から東に約210mに位置します。

申請地は調整区域内の白地農地です。面積は2筆合計で854㎡で、地目は2筆とも登記簿が田、現況が畑です。

渡人は平成1年に相続により取得しましたが、市外に住んでいるため、耕作管理については、受人が行っていました。

受人は渡人の親せきで申請地の近隣に住んでおります。

今回、渡人は耕作管理を自身で行うことが難しいため、申請地の近隣に住んでおり、営農が可能な受人と売買することで話がまとまり、申請に至りました。

受人の経営農地は3, 326㎡で、露地野菜、果樹の栽培をしています。

耕作は受人の家族3名で行いますが、受人は農作業歴50年で、JAに勤めていた時は農業指導を行っていたため、経験や技術についても問題ありません。

必要な農機具も所有しており、取得後は果樹を栽培します。

申請地取得後の経営農地は、4, 180㎡です。通作にかかる時間は車で3分程度です。

所有する農地についても、適切に維持管理され、従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、ブルーベリー等の果樹を栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長

ただ今の議第36号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号4事務局から議案書の説明をお願いします。

はい。議第36号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号4

(議案朗読・投影写真により説明)

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、茶畑 柏木屋敷跡の西に約120mに位置します。

申請地は調整区域内の白地農地です。面積は2筆合計で52㎡で、地目は公簿・現況ともに田です。

申請地は、水路敷(青道)として市が所有しておりました。

しかし、市道1-4号線（通称：農免道路）ができて、水路が道路側に付け替わった時から受人は田として一体で利用しておりました。

現地は水路としての実態がなく、今後も受人が田として一体利用することから、官地の払い下げ手続きを行い、農地として取得するものです。

受人は、50年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地取得後はこれまで通り、水稻を栽培する計画であるため、営農に問題は無いと思われます。

申請地取得後の経営農地は、3,681㎡です。通作にかかる時間は、徒歩で5分程度です。

他の農地についても、適切に維持管理されています。

また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、水稻を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長 ただ今の議第36号 番号4について、質疑等がありましたらお願いします。

 (質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

 次に、議第37号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第37号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1

 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、いずみ郵便局の約150m南西側に位置しています。

 申請地の現況は、隣接する田と一体の用悪水路として機能しています。

 面積は、3筆で18,54㎡です。

 申請地は、元々田として一体利用されていた用悪水路部分であり、令和6年1月に現況が田と用悪水路部分で土地の分筆をしています。田として使用されていた部分は5条許可申請が提出されており、店舗敷地計画があります。

 申請地の用悪水路部分は、現在も田の用水路として利用されており、今後もその機能を維持することで、周辺の田や雨水の排水等に利用できることから、申請に至りました。

 農地区分は、第2種農地に該当しますが、既設の用悪水路であるため、代替性の検討は不要です。周辺の農業に必要な水路であるため、立地基準は問題ないと思います。

 水路の機能を維持するために必要最小限の転用面積であり、他法令の手続きも不要であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

 申請地の北側は宅地、西側は田、東側は水路、南側は5条申請地に面しています。

 申請地の用悪水路を残すことが、周辺農地への影響に配慮したものです。

 ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長	ただ今の議第37号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第37号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第37号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第37号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明) 続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、中里集会所の約160m北東側に位置します。 申請地の現況は、休耕地となっています。 面積は、1筆で115㎡です。 申請者は、沼津市在住ですが、令和元年度に相続で申請地及び申請地西側に近接する実家の土地及び建物を取得しました。 実家の建物は住宅敷地一杯に建築されており、駐車場敷地がありません。 今後の実家の活用を検討する中で、駐車場を整備しなければ生活に支障が出ることから、近接する申請地に駐車場を整備するものです。申請者世帯では、現在車両を2台所有しており、来客用も含め3台分の駐車場を整備するため、申請に至りました。 農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。 建築物等に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。 申請地の北側は原野、東側は水路、西側・南側は道路に接しています。 申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透により処理します。 申請地に隣接する農地は無く、周辺農地への影響は少ないと思われます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の議第37号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
井上恭男委員	現地確認をしたが、もともとは砂利を敷いてあり、そこに土を盛って農地に戻したような様子であった。
岡田廣正委員	砂利が敷かれた状態のままでは違反転用であり、許可をする・しない以前の問題となってしまうので、基本的には是正をした上での審議となる。 委員としてもできるだけ日常から違反転用のチェックもしていけると良い。
井上恭男委員	チェックするにもその土地の用途が何なのか資料もなく実際には難しい。
芹澤秀雄委員	農地パトロールでも同様だが、違反転用かどうか疑義のある土地があつたら、事務

局に問い合わせ、転用履歴の有無などを確認するしかないと思う。

飯塚邦彦委員

もともと違反をしたのは誰かを考えれば、当人が是正するのは当然と思う。

事務局

これまでも違反のものは一律に是正して農地の状態から申請をさせるという対応をとっています。

仮に「これは良いだろう」というような事例が1つ出た場合、議事録は公表もされていますし、「この案件が良いならこの案件も良いのでは」というようになし崩しに広がってくる恐れがあるため、これまで一律に平等な対応をするということで来ています。

事務局

先ほど話の出た農地パトロールにつきましては、委員の皆様にはたくさんの面積を見回っていただきありがとうございました。

その中で、「これは違反ではないか」「転用許可が出ているか」というようなご報告をいくつかいただきまして、転用許可をとっていたところもあれば、違反転用であることを所有者に指導したところもありました。件数が多かったため個別のご報告はしておりませんが、そういった情報は対応させていただいております。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第37号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第38号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第38号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 芹澤秀雄委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、久根公民館から約150m東側に位置します。

現況は休耕地となっています。

借人は、貸人の息子夫婦であり、市内の賃貸アパートで暮らしています。

将来を見据え住宅の建築を計画し、貸人である父に相談したところ、申請地の利用について承諾を得ました。

貸人は、周辺に農地を複数所有していますが、代替性の検討を行い、申請地で農家分家住宅の要件を満たすことが判明し、農振除外の手続きを経て、転用の申請に至ったものです。

申請地は農振農用地（青地農地）でしたが、令和6年1月に除外の手続きが完了しています。

除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。

代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は宅地、東側は道路、南側と西側は貸人所有の畑に面しています。

宅地と農地との境には見切りブロックとフェンスが設置されます。汚水は合併処理浄化槽を経由して東側の道路側溝に放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今の議第38号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第38号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第38号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第38号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、いずみ郵便局の約150m南西側に位置しています。

現況は田となっています。

受人は、全国でコンビニエンスストアを展開する法人です。

現在は、申請地の約300m北東側で店舗を運営していますが、店舗の立地を再検討し、移転のため、より立地条件のよい場所を探していました。

渡人は、申請地のほか分散して農地を所有し営農していますが、今回、双方で賃貸借の合意ができたことから、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は宅地、東側は水路を挟んで渡人の田、南側は道路、西側は水路を挟んで宅地に面しています。隣接地との境界には、擁壁とメッシュフェンスが設置されます。

排水は、雨水は地下式調整池に集水し、雑排水は合併処理浄化槽を経由して、道路側溝に放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今の議第38号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

大庭清宏委員 回りの農地に対する照明の関係の影響などは問題ありませんか。

事務局 照明の光害についてですが、まず申請地の東側は渡人所有の田ですので、それも考えた上での貸借であり、もしも影響があった場合にも協議可能と考えております。

道路を挟んだ南側にも田があり、代理人を通じて転用事業者はその点の対策を確認したところ、可能な限りということではありますが照明を内側に向ける形で被害を抑えたいということ、またもし害があった際には話し合いに応じたいとの回答がありました。

高草富一委員

参考までに、以前に農免道路のセブンイレブンが場所を移転したが、前の場所は近隣に畑があって苗木を植えていたが、駐車場の照明に集まる虫が苗木にも付いてしまって大変だったという話を聞いた。

岡田廣正委員

そのセブンイレブンが一般的なコンビニの看板よりかなり低い看板を設置していて、できればそれにならってもえると良いという意見が現地調査でも出たようです。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第38号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第38号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第38号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 8番 高草富一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、公文名堤の約100m南西側に位置しています。

現況は田となっています。

渡人は、申請地を含め、いくつかの農地を所有していますが、高齢により手をかけることが難しい状態でした。

受人は、太陽光発電事業を行っている法人であり、今回の事業用地を検討する中で、譲渡人と売買の合意ができたことから申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。

北側は水路、東側は雑種地、南側は道路及び山林、西側は雑種地に接しています。太陽光発電設備の周囲にはフェンスを設置します。また、敷地内は年2回の草刈り及び、農地用の除草剤により雑草対策を行います。

雨水は自然浸透となります。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただ今の議第38号 番号4について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員

先日の現地調査の折、案内図の②の位置付近にも太陽光発電設備が設置されていた。後でもよいので許可が下りたものかどうかを確認してもらえたらと思います。

事務局	今のご質問の場所は4条の転用許可済みとなっています。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第38号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第39号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第39号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	利用権設定地は、深良の裾野長泉清掃施設組合(中島苑)から北東に約250mのところ position します。 利用権設定地は、青地農地で、地目は公簿、現況共に畑です。 面積は、実測面積825㎡の内、220㎡です。 貸人は、令和2年に相続により取得しました。前所有者の頃に前所有者が体調不良により管理できなくなったことから、区から農地の隣に住んでいた借人に一時的な管理をお願いしていましたが、その後、前所有者が亡くなり、相続した現在の所有者も近くに住んでおらず、改めて賃借することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。 借人は、2月の全員協議会で新規農業参入希望者として営農計画の説明がありましたが、新規就農のため、今回利用権設定する農地220㎡が耕作面積となり、従事日数は90日です。耕作は夫婦2名で行います。 通作にかかる時間は徒歩1分です。必要な農機具は所有しております。 農業経験・技術については、幼い頃から高校時代まで、実家の畑で露地野菜の栽培を家族で行っていました。 相対による利用権設定で、期間は使用貸借で5年間です。 耕作管理計画によると、夫婦2人で自家消費用の露地野菜を栽培する予定です。 従事日数は90日ですが、自宅裏のため、草刈り等の管理は日常的に行われ、周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の議第39号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第39号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第39号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2 事務局か

ら議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第39号 農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、深良の裾野長泉清掃施設組合（中島苑）から北東に約250mのところに位置します。

利用権設定地は、青地農地で、地目は公簿、現況共に畑です。

面積は、実測面積825㎡の内、215㎡です。

貸人については、前案件と同じため、省略します。

（貸人は、令和2年に相続により取得しました。前所有者の頃に前所有者が体調不良により管理できなくなったことから、区から農地の隣に住んでいた借人に一時的な管理をお願いしていましたが、その後、前所有者が亡くなり、相続した現在の所有者も近く人住んでおらず、改めて賃借することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。）

借人は、2月の全員協議会で新規農業参入希望者として営農計画の説明がありましたが、新規就農のため、今回利用権設定する農地215㎡が耕作面積となり、従事日数は100日です。耕作は夫婦2名で行います。

通作にかかる時間徒歩1分です。必要な農機具は所有しております。

農業経験・技術については、15歳まで実家の山形で自家消費用の水稻、露地野菜の手伝いを行っていました。

相対による利用権設定で、期間は使用賃借で5年間です。

耕作管理計画によると、夫婦2人で自家消費用の露地野菜を栽培する予定です。

従事日数は100日ですが、自宅裏のため、草刈り等の管理は日常的に行われ、周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第39号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第39号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第39号 農用地利用集積計画（案）の決定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第39号 農用地利用集積計画（案）の決定について 番号3

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、深良の裾野長泉清掃施設組合（中島苑）から北東に約250mの

ところに位置します。

利用権設定地は、青地農地で、地目は公簿、現況共に畑です。

面積は、実測面積825㎡の内、310㎡です。

貸人については、前案件と同じため、省略します。

(貸人は、令和2年に相続により取得しました。前所有者の頃に前所有者が体調不良により管理できなくなったことから、区から農地の隣に住んでいた借人に一時的な管理をお願いしていましたが、その後、前所有者が亡くなり、相続した現在の所有者も近く人住んでおらず、改めて賃借することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。)

借人は、新規就農となりますが、農業経験については、30歳まで芝の栽培・販売している兄の手伝いを行っていました。今回利用権設定する農地310㎡が耕作面積となり、従事日数は100日です。耕作は夫婦2名で行います。

通作にかかる時間は徒歩1分です。必要な農機具は所有しております。

相対による利用権設定で、期間は使用貸借で5年間です。

耕作管理計画によると、夫婦で自家消費用の露地野菜を栽培する予定です。

従事日数は100日ですが、自宅裏のため、草刈り等の管理は日常的に行われ、周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第39号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

事務局

事務局より補足をいたします。

番号1・2の借人2名は前月の全員協議会で新規就農ということで説明させていただきましたが、番号3の借人の勝又忠さんも新規就農であることが後から分かりまして、議案と同時タイミングとなってしまいますが、新規就農のご説明をいたします。

全員協議会資料 No. 1の勝又忠さんになります。農地を借りることになった経緯は前2件と同じです。これまでの農業経験・経営計画については地区担当委員から説明のあったとおりで、年間100日、自家消費用の露地野菜を栽培するとのことでした。

農業を生業とする目的の新規就農とは違いますが、今後、農地を効率的に活用する・管理するという中では必要なものと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第39号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、茶畑の柏木屋敷跡の西側の水路を挟んだところに位置します。

利用権設定地は、2筆あり、隣接した青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。

面積は2筆合計1,922㎡です。

貸人は、令和2年に相続により農地を取得し、自身も農業者として営農していましたが、高齢のため作付が難しくなってきました。

借人は、2月の全員協議会で新規農業参入希望者として営農計画の説明がありましたが、お米の販売及び籾摺（もみすり）・精米の委託の他、様々な業務を行っている法人です。農業者から籾摺の委託を受けていましたが、近年は農業者の高齢化により、作付の依頼が増えてきたことから、農地を賃貸借するために新規就農したものです。

今回、中間管理事業を利用して利用権設定することで話がまとまり計画の提出に至ったものです。

借人は新規就農のため、今回利用権設定する農地1,922㎡が耕作面積となります。従事日数は365日です。耕作は父と2名で行います。

通作にかかる時間は車で約2分です。必要な農機具は所有しております。農業経験・技術についても、問題ありません。

貸付期間は3年間で、解除条件付きの使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第40号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

事務局

事務局より、議案書に1箇所誤りがありましたので訂正させていただきます。

借人の住所について、記載が個人の住所になっており、今回法人が借りることになりますので、正しくは法人所在地の「茶畑443-1」となります。訂正をさせていただきます。

（質問、意見等 なし）

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第40号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長

続きまして、地区担当委員 10番 渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、深良 赤子神社から約50m南西に位置します。

利用権設定地は青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。

面積は1,758㎡の内、1,435㎡です。

貸人は、平成17年に相続により農地を取得しましたが、現在は保全管理の状態でした。

今回、借人が営農している圃場の隣接にある利用権設定地が保全管理されているのを見かけ、貸人に賃借の相談したところ、農地中間管理事業を活用して利用権設定す

ることで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、認定農業者です。経営農地は約4, 895㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術については、妻の実家が露地野菜を栽培しており、助言を受けながら行うため問題はありません。

通作にかかる時間は車で約3分です。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第40号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第40号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3～4は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3～4

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 9番 西島則夫委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、深良 上原区公民館から北へ約200mに位置します。

利用権設定地は2筆で青地農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。面積は2筆合計1, 795㎡です。

2人の貸人は兄妹であり、平成10年に相続により農地を取得しています。

自身で耕作管理できないため、知り合いの方に管理をお願いしていましたが、管理ができなくなってしまったことから、農協に相談したところ、経営規模拡大の意向のある借人が農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は認定農業者であり、経営農地は約3.7, 000㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第40号 番号3～4について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員 この貸借は無償ということでしょうか。

事務局 議案書の「設定する利用法」の「種類」の欄を見ていただいて、「使用貸借」であれば無償となります。賃借料が発生する場合には「賃貸借」という記載になり、「賃借料」の欄に金額が記載されます。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第40号 番号3～4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 市川光一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、大橋小児科病院から約100m北側で市街化区域内に位置します。
願出地の面積は、359㎡です。
願出地は農地として、適正に管理されております。
願出人の山路和彦（やまじかずひこ）氏は、故・山路 泉（こ・やまじいずみ）氏の長男で、現在56歳で職業は会社員です。
令和5年5月に泉氏が亡くなったため、5人の相続人の間で遺産分割協議を進めておりましたが、この度、和彦氏が願出地で農業を続けることになり、協議が整いました。
そこで、租税特別措置法第70条の6第1項による相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明を申請するものであります。
現況と同じく、願出地では露地野菜を作付する計画です。
願出地は、耕作に関する特段の支障はないものと思われます。
和彦氏は、10年以上前から泉氏と共同で耕作しており、泉氏が体調を崩されてからは、和彦氏が耕作管理を行っていました。
今後自らが耕作管理を行うことについて、特段の問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議 長 ただ今の議第41号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第41号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
ではこれをもって令和5年度裾野市農業委員会3月総会を閉会します。

令和6年3月11日（会議録署名人）

3番署名人 勝又直美

5番署名人 杉山邦利

